

国立公園、国定公園、県立自然公園における保護規制について

根拠法等：自然公園法、山形県立自然公園条例

	地域区分	行為の種類	
許可を要する行為	特別地域	①工作物の新築、改築、増築 ②木竹伐採 ③指定地域での木竹の損傷 ④鉱物や土石の採取 ⑤河川、湖沼の水位・水量の増減 ⑥指定湖沼への汚水の排出等 ⑦広告物の設置等 ⑧指定する物の集積又は貯蔵 ⑨水面の埋立等 ⑩土地の形状変更	⑪指定植物の採取等 ⑫指定区域での指定植物の植栽・播種（はしゅ） ⑬指定動物の捕獲等 ⑭指定区域での指定動物の放出 ⑮屋根・壁面等の色彩の変更 ⑯指定する区域内への立ち入り ⑰指定区域での車馬等の乗り入れ ⑱政令（県規則）で定める行為
	特別保護地区（※）	①特別地域の行為（①②④⑤⑥⑦⑨⑩⑮⑯）に加え、 ②木竹の損傷 ③木竹の植栽 ④動物の放出（家畜の放牧を含む） ⑤物の集積又は貯蔵 ⑥火入れ、たき火	⑦木竹以外の植物の採取等 ⑧木竹以外の植物の植栽・植物の播種 ⑨動物の捕獲等 ⑩車馬の乗り入れ ⑪政令で定める行為
	海域公園地区（※）	①特別地域の行為（①④⑦）に加え、 ②指定動植物の捕獲等 ③海面の埋立等 ④海底の形状変更	⑤物の係留 ⑥汚水の排出等 ⑦指定区域の指定期間内の動力船の使用 ⑧政令で定める行為
届出を要する行為	特別地域（事後）	①特別地域の指定時における既着手行為 ②非常災害のために必要な応急措置	
	（事前）	③木竹の植栽、家畜の放牧（許可を要する行為の⑫を除く）	
	特別保護地区（※） 海域公園地区（※） （事後）	①特別保護地区、海域公園地区の指定時における既着手行為 ②非常災害のために必要な応急措置	
	普通地域（事前）	①一定の規模を超える工作物の新築、改築、増築（環境省令又は県規則） ②特別地域内の河川、湖沼の水位・水量に増減を及ぼすもの ③広告物等の設置等 ④水面の埋め立て、干拓 ⑤鉱物や土石の採取 ⑥土地の形状変更 ⑦海底の形状変更（※）海域公園地区の周辺での行為に限る	

※の地区は国立、国定公園のみの指定制度

【県内自然公園】

国立公園 1（3地域）、国定公園 3、県立自然公園 6